(　表　面　)

**暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書**

　私は、自己又は自社の役員が、排除措置対象者(東洋町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年東洋町規則第2号)第2条第2項に規定する排除措置対象者をいう。)ではないことを誓約します。

　また、下記の役員名簿に記載した物が排除措置対象者ではないことを、室戸警察署に照会することを承諾します。この誓約が事実と相違することが判明した場合には、指名願申請の取り消し等東洋町が行う一切の措置について、意義申し立てを行いません。

令和　　年　　月　　日

東洋町長　　様

所在地(住所)

法人名・商号・名称等

代表者　職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

記

＜役員名簿＞

※ふりがな、生年月日等記載もれないようにしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名 | フリガナ | 住所 | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| 氏名 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |

(　裏　面　)

【備考】

　氏名、生年月日等、この誓約書に記載されたすべての個人情報は、東洋町個人情報保護条例(平成17年東洋町条例第2号)の規定に基づき取り扱う物とし、東洋町が東洋町の事務及び事業における暴力団の排除にかんする協定書に基づき実施する暴力団排除措置以外の目的には使用しません。また、東洋町がこれらの情報をもとに室戸警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

　１　この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、指名は的確な(旧字等)字体で記載してください。

1. 株式会社、有限会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表施行役を含む。)
2. 合名会社又は合同会社については、社員
3. 合資会社については、無限責任社員
4. 社団法人又は財団法人については、理事
5. 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
6. 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意志決定に直接関与することとされる者
7. 個人については、その者
8. 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者

　　ｱ　支配人を置く場合は、支配人

　　ｲ　東洋町に事務所のある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、

　　　　また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事務所の業務を統括する者(当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)

1. 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

　２　新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

|  |
| --- |
| ○東洋町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(抜粋)  　（定義）  第2条　この規則において使用する用語の意義は、事項に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。  ２　この規則において次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  　(1)～(4)　略  　(5)　排除措置対象者　国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。  　　ｱ　暴力団  　　ｲ　暴力団員  　　ｳ　暴力団員等　暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不当行為をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。)をいう。  　　ｴ　アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの   1. 役員等が暴力団員等に該当するもの 2. 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの 3. 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの 4. 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの 5. 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与しているもの 6. 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの 7. 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの 8. (ｱ)から(ｷ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの |